

議員提出議案第 1 号

精神障害者に対する交通運賃割引の適用を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

平成31年 3 月15日

提出者 西東京市議会議員 小 林 たつや

賛成者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

西東京市議会議員 藤 岡 智 明

西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 富 永 雄 二

西東京市議会議員 森 てるお

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

精神障害者に対する交通運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法では障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者」と定義した上で、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としている。

障害者の自立及び社会参加の支援である交通運賃割引は、昭和25年に日本国有鉄道が身体障害者を対象に実施し、その後、JR各社が対象を知的障害者にも拡大した。

現在、これらの交通運賃割引を実施している交通機関等事業者は、JR、全国の私鉄、航空、船舶、バス、タクシーのほか有料道路事業者にも及んでいる。

しかしながら、精神障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じているのが現状である。

精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会が実施した47都道府県の当事者本人を対象とした調査では、収入の乏しさゆえに、交通機関の利用を手控えている実態が明らかになっており、割引制度が適用されれば、精神障害者も交通機関を利用しやすくなる。

平成26年に批准した障害者の権利に関する条約の条文には、個人の移動を容易にすることとして「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」などが明記されている。

よって西東京市議会は、国会及び政府に対し、精神障害者にも身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃割引を適用するよう関係機関へ積極的に働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣